

岐阜市立本荘中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立本荘中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、生徒会を中心に「思いやり宣言」を打ち立て、全校よさ見つけやあいさつ運動など、仲間を大切にすることに取り組んでいる。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、**該当児童生徒や周辺状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように、該当生徒や周辺状況等を、客観的に確認することが必要である。**
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。**ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校長又は学校いじめ防止等対策推進会議の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ても見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちは教師以上に知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
 - ・些細なことと思われる事象も、いじめの萌芽と捉え、迅速に解決を図る必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒といった個のみならず、学級、学年などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子も全力で応援する → 誰も一人ぼっちにさせない。
- ② いつでもどんな相談も聞く → どんなことも受け止める
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
→ いじめはみんなで必ず止める
- ④ 相談されたら、その日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→ 必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・生徒一人一人を大切に、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。
- ・学校教育全体を通じて、生徒一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」という認識に立てるようにする。
- ・いじめ問題は、学校における解決が必要な最優先課題であるとの認識をもって指導にあたる。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分に注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りつつ見届ける。

(6) 保護者の責務など

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応する。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努

め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性・自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）
 - ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった・できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
 - ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を築くことができるよう、よいこと見つけや、リーダー指導などを通して、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
 - ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも常時活動を充実させたり、いじめを見逃さない日、いじめ防止強化週間に向けた取組を実施したりするなど、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
 - ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
 - ・「学級・学校に居場所がある」というような安心を感じられる教育相談に努める。

- (2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）
 - ・全職員が最前線で対応して問題行動に立ち向かう姿を示したり、「約束ルールに関わって誰もが同じことを言う」など共通理解・行動を図ったりする。
 - ・いじめ未然防止に係る校内掲示を行い、仲間を大切にすることを啓発する。
 - ・ピアサポートやSEL（対人関係能力育成）などの取組を通して、望ましい人間関係を築いたり、学級通信、学校便り、HP、朝の会・帰りの会、校内放送の場を活用して、生徒の良さを認め・価値付けたりする。
 - ・些細な情報であっても大切なことと捉え、生活の記録ノートの記述をていねいに見届けたり、各種アンケートを複数の目で確認したりするなど、生徒の声に耳を傾ける体制を整える。
 - ・生徒が前もって話ができる心づもりをもてるように、計画的に生徒の話を聴く場を設定する。

- (3) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）
 - ・自殺予防や犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育等、命に関わる教育の充実を図る。
 - ・生徒による学校安全見つけ、いじめを見逃さない日の取組、いじめ防止強化週間等、いじめ未然防止等に関わる生徒主体の取組や活動を展開する。
 - ・様々な人と関わり合っって社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
 - ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に生命の尊厳を理解する心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
 - ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやる心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

- (4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）
 - ・役割・係活動、清掃活動等、日常生活の中で生徒が活躍できる場を、意図的に設定する。
 - ・学級通信、よいこと見つけ等の取組を通して、生徒の具体的な姿や思いを価値付け・方向付けができるようにする。

- ・学校における教育活動全体において、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒が「自己有用感」や「自己肯定感」をもてる学級経営を行う。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性を伸ばし成長できるよう援助する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての研修や指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会などが計画・運営する生徒間の話し合いや、PTAや地域の方も交えた交流会など、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・SOSカード、SOSボックス等を活用しながら、生徒が多様にSOSを出せる環境を用意したり、情報提供アンケートを行ったりするなど、傍観者にならないようにする。
- ・ロールプレイング等で、いじめが起こった場面を想定した演習を行い、いじめに対して素早く立ち向かったり、互いに仲間の変容に気付ける目（ハートコンタクト）を養ったりする。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、アンケート調査の実施・日記の活用等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・自宅で記入させたり、予め保護者配信メール等で保護者にアンケート実施の周知を図ったりしながら生徒が回答しやすい環境を整える。
- ・いじめアンケートと情報提供アンケートを実施し、即日の「ダブルチェック」を基本とした複数の職員で確認し、いじめやいじめにつながる予兆が掴めるようにする。
- ・生活の記録のノートや生徒の行動観察等からの情報を職員間で共有し、つなぎ合わせることで、いじめやいじめにつながる予兆を見逃すことのないように努める。
- ・年間3回の県によるいじめ調査と生徒の行動観察を、全教職員の共通理解の上で実施し、学年会や学校いじめ防止等対策推進会議で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ・早急に対応が必要な場合は、管理職の指導のもと、組織的に迅速な対応を行う。
- ・学級担任や学年主任、教科担任、養護教諭、栄養教諭等、全教職員が些細なサインも見逃さないきめ細かい情報交流を日常的に行い、いじめの認知に努めるとともに、スクールカウンセラーや相談員との協力体制を整える。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報を逃さない連携体制の徹底

- ・いじめ対策監を中心に、学年主任らと声を掛け合いながら校内を巡視し、生徒を見守る。
- ・フロー図を活用し、迅速かつ組織的に対応するための校内組織を明らかにし、迅速かつ適切に情報共有を図り、基本方針やガイドラインに沿って迅速に対応できるようにする。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ、信頼関係が築けるように日常的に生徒理解を図るように努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対

応できるよう、あらゆる機会を捉え、危機感をもって生徒の相談（問題解決的な教育相談、全生徒を対象とする開発的教育相談、**不安や悩みを抱える**生徒に働きかける予防的教育相談）にあたる。

- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。
- ・生徒との日常的な対話を充実させ、些細な変化を把握するよう努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・ロールプレイングや実践的な研修等を通して、本荘中学校「いじめ防止基本方針」の理解を図った上で、学校組織で判断、情報共有といった組織的対応を徹底したり、主観的理解と客観的事実をしっかりと区別して適切に事実確認を行ったりするようにする。
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・実際のいじめの事案を通して、生きた教訓として学べるよう、職員会や打合せなどで教職員の研修を日常的に行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・学校運営協議会、PTA役員会等を通して、保護者や地域の方々から積極的に情報提供の依頼を行う。
- ・いじめを疑う段階であっても、事案に関係する生徒の保護者へ情報提供を確実に行う。
- ・管理職は情報提供の履行を見届ける。
- ・いじめの認知に関わり、被害者側に寄り添いながら、いじめの解消に向けて、保護者との前向きな協力関係を構築する。
- ・いじめは、生徒のために保護者と学校が共に手を携えて解決していくことが重要であることから、いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、連携して解決を図る。その謝罪の指導においては、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた生徒やその保護者の思いを受け止めさせ、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。双方の保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・生徒の学校生活でのよいことを伝えたり、心配な点を共有したりするなど、普段から良好な関係を構築する。

(7) 関係諸機関との連携

- ・教育委員会へ直ちに報告する。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱えこまず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、**子どもサポート総合センター**、民生児童委員、スクールロイヤー等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。
- ・各種相談窓口を紹介し、関わった生徒や保護者のケアに努める。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置〈必置〉

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員 : 校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、ブロック担当生徒指導主事、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭等

学校職員以外 : 保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「本荘中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（「方針」前年度の実態と対応の共通理解等） ・職員研修（豊かな人間関係を育成する学級経営の在り方） ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・教育相談の実施（随時） ・教師による「よいこと見つけ」（生徒への視点の提示） ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用（通年） 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で説明（方針、保護者の責務等） ・職員研修（「方針」の理解と対応等） ・「校内学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部を含む） ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 ・「自分見つけ（アンケート）」実施と教育相談週間（二者懇談） ・教育相談の実施（随時） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中交流会（6年生担任による授業参観＋交流） ・「いじめ防止強化週間」（6月26日～6月30日） ・学校運営協議会で「方針」説明 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「よりよい生活アンケート」実施と教育相談週間 ・教育相談の実施（随時） ・いじめについて考える集会 ・情報提供アンケートの実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日」7月3日 ・職員研修（携帯、ネットいじめ） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・三者懇談会の実施 ・教育相談の実施（随時） ・生徒会主体による「よいこと見つけ」の実施 ・第1回 県いじめ調査 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会サミット ・「校内学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（前期前半の評価） ・夏季休業中の声掛け ・学校人権教育研修会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより等による取組の見直し等の公表 ・教育相談の実施（随時） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分見つけ（アンケート）」実施と教育相談週間（二者懇談） ・教育相談の実施（随時） ・情報提供アンケートの実施 ・命の教育（性に関する教育・エイズ等） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「よりよい生活アンケート」実施と教育相談週間 ・生徒向けネットいじめ防止研修 ・教育相談の実施（随時） 	

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・「校内学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・三者懇談会の実施 ・教育相談の実施（随時） ・冬季休業中の声掛け ・第2回 県いじめ調査 	第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・教育相談の実施（随時） ・情報提供アンケートの実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会の「いじめ防止に向けて」の取組のまとめ ・学校運営協議会で「総括」説明 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部含む）の実施 本年度のまとめ及び来年度の計画立案 ・「よりよい生活アンケート」実施と教育相談週間 ・教育相談の実施（随時） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・立志の集い ・「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・教育相談の実施（随時） ・春季休業中の声掛け ・第3回 県いじめ調査 ・問題行動調査（文科省） 	第3回県いじめ調査 問題行動調査（文科）

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法：第23条に基づいて明示）

（「組織対応」「対応の重点」「大まかな対応順序」など。「いじめ防止これだけは！」平成24年9月：岐阜県教育委員会や「ほほえみと感動のある学校をめざして【三訂版】～いじめの未然防止のために～」平成24年3月：岐阜県教育委員会 等を参照）

【組織対応】

- ・「学校いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職およびいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、該当生徒の安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監、学年主任は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し、生徒の様子を見守り、本人への確

認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を油断なく行い、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法：第28条、条例：第20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・岐阜市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止するため、岐阜市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、岐阜市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

（いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を

- ・保護者の意見もふまえながら、いじめの実態把握及びいじめに対する取組をより適切に行うことができるようするため、学校評価において次の3点を加味する。

- ① いじめ未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報（アンケート調査等）の取扱

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。